

令和 3 年 月 日

（名称）新見市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

新見市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和4年度から令和6年度）

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【新見市における交通体系の概要】

新見市は平成17年に旧新見市と大佐町、神郷町、哲多町、哲西町の1市4町が合併により誕生し、広大な市域を有するため、市民生活には移手段の確保が欠かせない状況となっている。

市内の公共交通は、伯備線・姫新線・芸備線のJR3線を中心に、民間路線バス・市営バスがその役割を担っているが、少子高齢化の進展や人口の減少、マイカー利用を前提とした生活スタイルの定着等により、公共交通の利用は減少傾向にあり、収支の悪化などからその維持が困難な状況が生じている。一方で、高齢化によりマイカーを利用できない高齢者を中心に、公共交通へのニーズは高まりつつあるため、路線バスの見直しやデマンド型エリア運行のふれあいバスを運行するなど、新たな交通体系の導入を図ってきた。また、市営バス車両の更新時には小型車両の導入を行っている。

【中心市街地のバス路線の充実：市街地循環バス】

中心市街地に立地する病院、大型商業施設、教育施設、行政施設等の主要施設は分散しており、新見駅から徒歩でこれらの施設へ移動することは困難な状況にある。多くの地域住民が利用するこれらの施設と新見駅を結ぶバス路線が不足していることが、JR利用を含めた本市の公共交通全体の利用を妨げていると考えられることから、中心市街地の主要施設を結ぶバス便数を充実し、中心市街地での移動の利便性を高め、市内各地域と新見駅を結ぶJR、路線バスの利用を促進する必要がある。

この一環として、平成23年6月より市街地中心部での移動の利便性を向上させるため、市街地の主要施設を結ぶ市内循環路線の運行を開始した。運行開始後、徐々に利用者数は増加し、平成28年度には1日当たり100人を超え、以後も人口減少が続くなか、コロナウイルス感染症が拡大するまでは、100人以上を維持してきた。

この路線は、新見駅を経由しJRや路線バスと結節し、買い物・通院をサポートする機能を持ち合わせており、この路線を確保・維持することは、新見市の公共交通ネットワークの形成に大きく寄与している。

このため、今後も引き続き、地域公共交通確保維持事業により、市街地循環バス路線を確保・維持することで、地域住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

市街地循環バスについて、引き続き新型コロナウイルス感染予防対策に努めながら、利用促進を行い、利用しやすいダイヤ編成等を行っていくことで、人口減少下ではあるが、現状維持を目指して、1日当たりの利用者数98人以上を目標とする。

〈参考〉 令和2年度・・・98.05人/日
令和元年度・・・101.88人/日
平成30年度・・・103.29人/日

(2) 事業の効果

中心市街地において利便性の高い生活交通を確保することで、地域住民の外出頻度が上がり生活の質が向上する。

また、利用者の増加は、新見駅周辺や中心市街地での買い物客等の増加にもつながり、中心市街地の活性化に寄与することになる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

目標の数値が達成できるよう利用促進活動を行うとともに、JRや路線バスのダイヤ改正や地域住民からの要望に対応しつつ、利用しやすいダイヤ編成や路線の見直しなどを随時実施していく。

- ・運行開始から乗車人員が、30万人を突破した記念に作成した啓発グッズを活用した利用促進事業を行う（市・運行事業者）
- ・路線図を掲載した、時刻表を市のホームページに掲載（市）
- ・毎年、市内全世帯と新見公立大学の新生及び在校生全員に時刻表を配布（市）
- ・バス停・時刻表などの情報のオープンデータ化に取り組み、乗り継ぎなどの利用者の利便性向上を図る（市・運行事業者）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持事業費補助金交付要綱（以下、補助金交付要綱という。）「表1」添付

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

市が運行補助を行っているため、補助対象経費から国庫補助金額を引いた額を補助金として市が負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

備北バス株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし。
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし。
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし。
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし。
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし。
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
補助金交付要綱「表5」添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし。
(2) 事業の効果

該当なし。

15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし。

16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし。

17. 協議会の開催状況と主な議論

平成18年12月1日、道路運送法の規定に基づき、「新見市地域公共交通会議」を設置し、書面協議を含め年間複数回開催している。

平成23年3月10日 「新見市地域公共交通総合連携計画」承認
平成23年5月19日 市街地循環バス 新設承認

●令和元年度開催実績

令和元年6月20日 令和元年度地域公共交通確保維持改善事業補助金の申請について（書面決議）

令和元年7月3日 令和元年度地域公共交通会議の開催（有償運送登録更新、新規バス停・路線延長などについて協議）

令和2年1月16日 令和元年度地域公共交通会議の開催（令和元年度地域公共交通確保維持改善事業評価、バス時刻変更などを協議）

●令和2年度開催状況

令和2年7月3日 令和3～5年度 地域内フィーダー系統確保維持計画承認（書面決議）

令和3年1月6日 令和2年度地域公共交通会議の開催（事業評価、新規バス停協議、自家用有償運送登録内容変更、市街地循環バス無料乗車イベントの実施など協議）

●令和3年度予定 年3～4回程度開催予定

18. 利用者等の意見の反映状況

●利用者の意見聴取

- ・平成31年2月 市街地循環バス乗降調査
- ・平成31年2月～令和2年3月 路線バス休日運行利用状況調査
- ・地域公共交通会議委員として市民代表者6名を委嘱し、随時意見を聴取

●利用者の意見

- ・高齢者には乗り換えは厳しいため、市街地の病院等へ直接行ける方法を検討してほしい
- ・100円で乗車できることはうれしい
- ・できれば増便してほしい
- ・新規バス停を設置してほしい
- ・絶対なくさないでほしい など

●意見の反映状況

これまで、利用者や市民代表から寄せられた幅広い意見を反映させながら公共交通施策を実施してきた。今後も引き続き地域懇談会や利用者アンケート、ニーズ調査などを実施して運行内容等の見直しを行っていく。

19. 協議会メンバーの構成員

新見市	新見市福祉部 部長
一般旅客自動車運送業者	備北バス(株) 営業部営業部長 新見地区タクシー組合 組合長
一般旅客自動車運送業者の運転手が組織する団体	私鉄中国地方労働組合備北バス支部
市民又は利用者の代表	旧1市4町住民 (旧新見市、旧大佐町、旧神郷町、旧哲多町、旧哲西町)
学識経験を有する者その他交通会議の運営上必要と認められる者	岡山大学大学院 教授
中国運輸局岡山運輸支局	中国運輸局岡山運輸支局 専門官
岡山県警察	岡山県新見警察署 交通課長
岡山県	岡山県県民生活部県民生活交通課
道路管理者	岡山県備中県民局建設部新見地域管理課 課長 新見市建設部建設課 維持管理係長

新見市管内図

位置図



(鳥取県)

日野町

日野郡

日南町

真庭市

庄原市

(広島県)

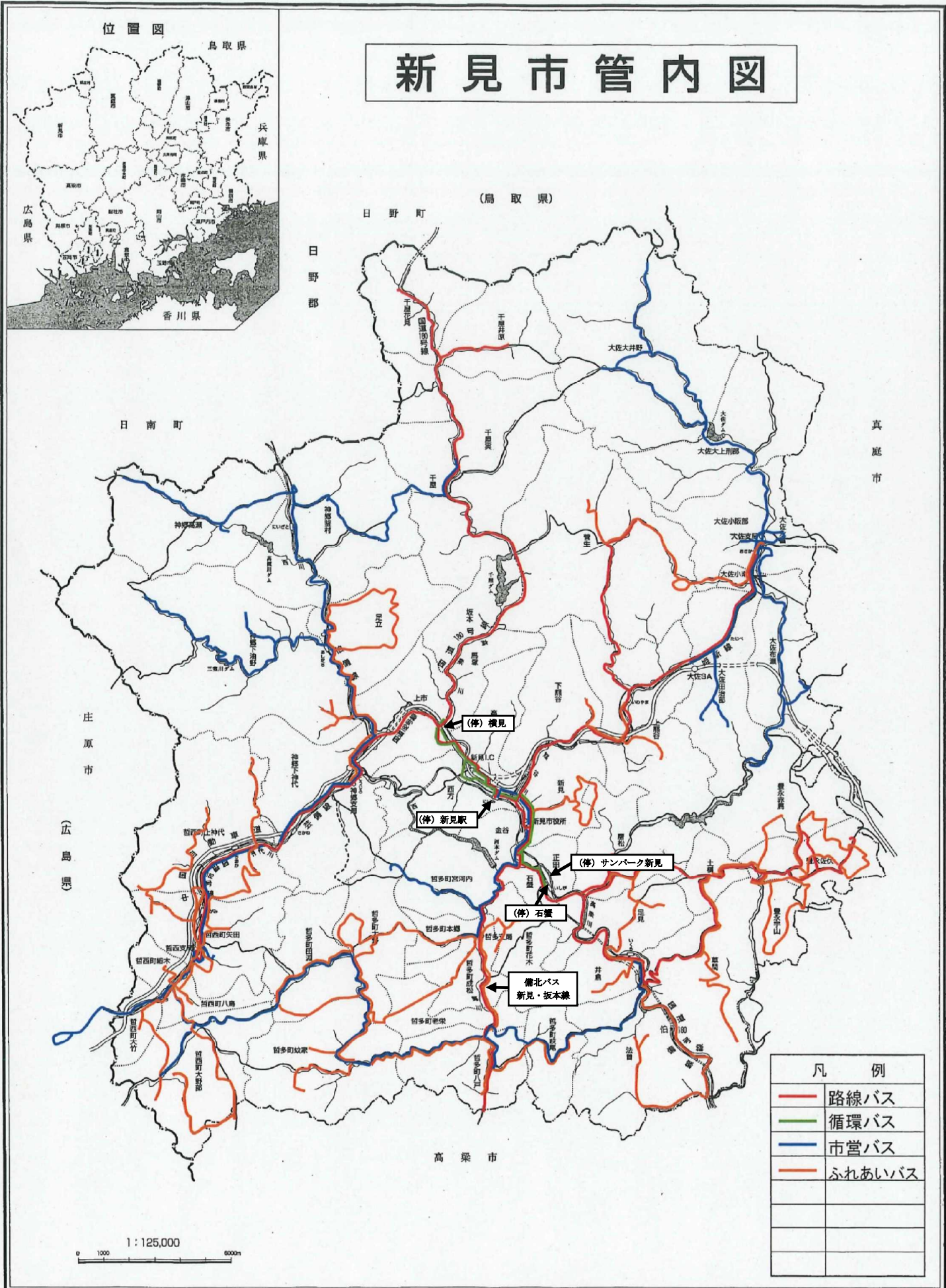
高梁市

凡 例

—	路線バス
—	循環バス
—	市営バス
—	ふれあいバス

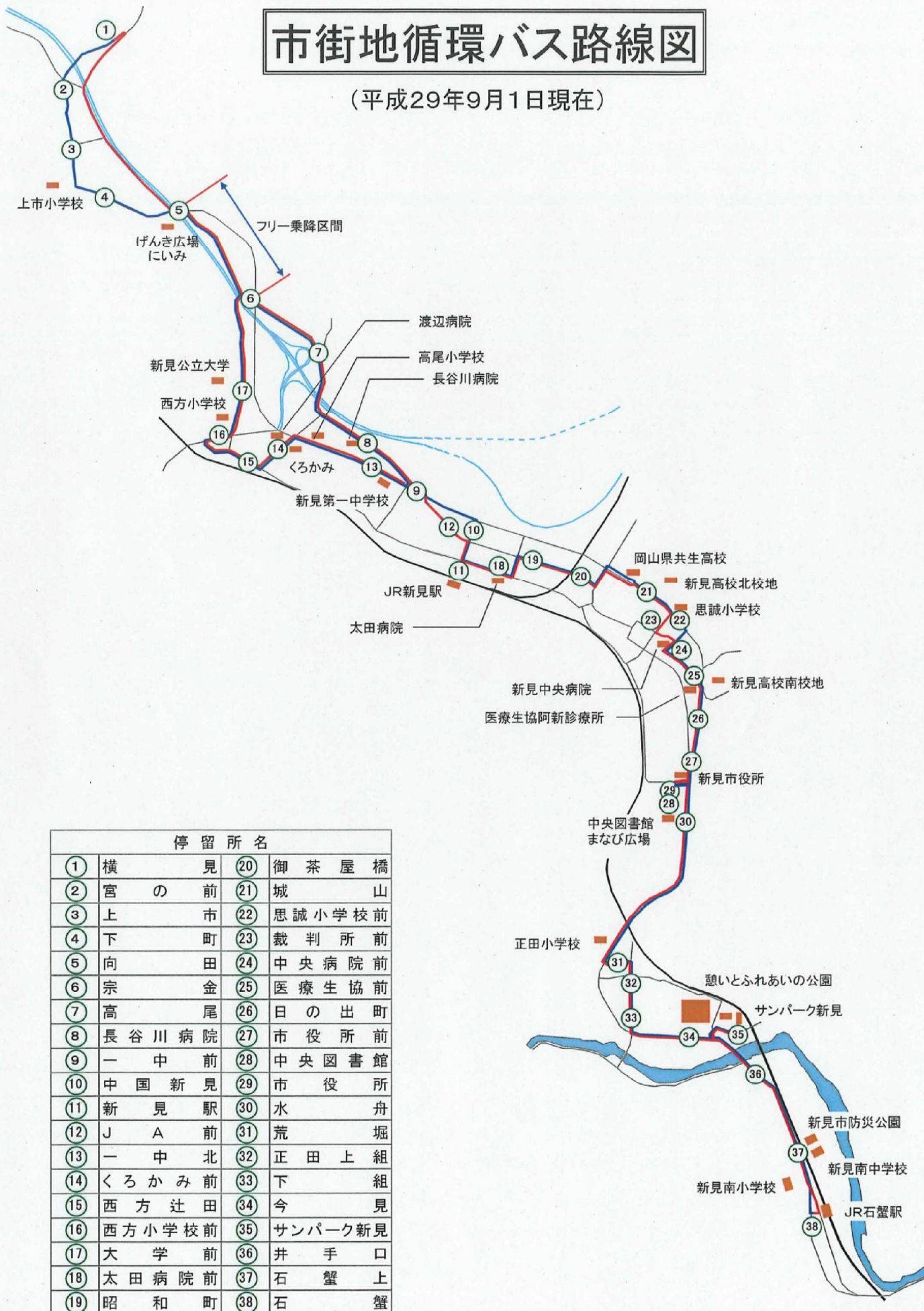
1:125,000

0 1000 6000m



市街地循環バス路線図

(平成29年9月1日現在)



停留所名

①	横 見	②⑩	御 茶 屋 橋
②	宮 の 前	②①	城 山
③	上 市	②②	思 誠 小 学 校 前
④	下 町	②③	裁 判 所 前
⑤	向 田	②④	中 央 病 院 前
⑥	宗 金	②⑤	医 療 生 協 前
⑦	高 尾	②⑥	日 の 出 町
⑧	長 谷 川 病 院	②⑦	市 役 所 前
⑨	一 中 前	②⑧	中 央 図 書 館
⑩	中 国 新 見	②⑨	市 役 所
⑪	新 見 駅	③⑩	水 舟
⑫	J A 前	③①	荒 堀
⑬	一 中 北	③②	正 田 上 組
⑭	くろかみ前	③③	下 組
⑮	西 方 辻 田	③④	今 見
⑯	西 方 小 学 校 前	③⑤	サ ン パ ー ク 新 見
⑰	大 学 前	③⑥	井 手 口
⑱	太 田 病 院 前	③⑦	石 蟹 上
⑲	昭 和 町	③⑧	石 蟹

市街地循環バス

『ら・くるっと』 運行時刻表 & 路線図

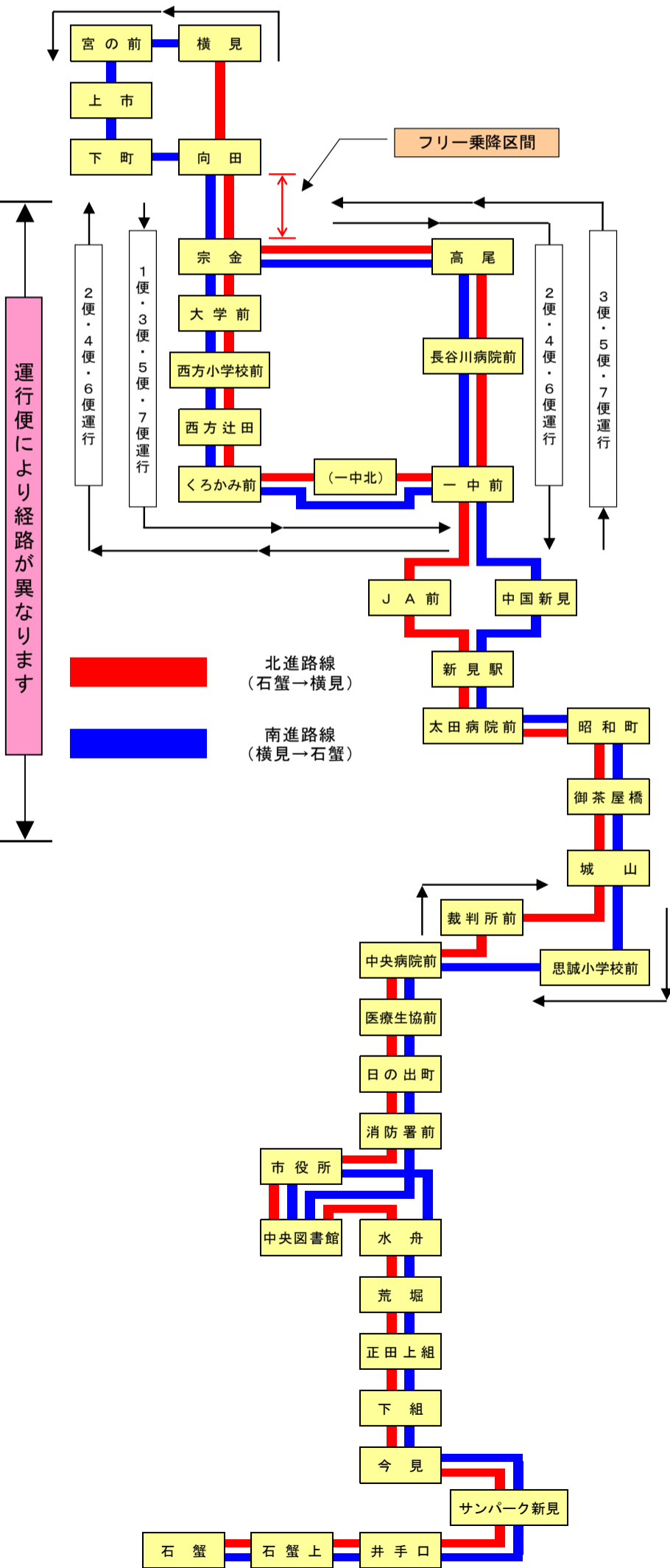
令和2年4月1日改定

※石蟹停留所では、停車時間がありますのでご注意ください。
 ※新見駅～横見間では、運行便により、一部経路が異なりますので、ご注意ください。
 ※市街地循環バスは、年末年始を除き、毎日運行しています。
 ※乗車料金は、1乗車当たり100円の定額制です。

■問い合わせ先

- 備北バス(株)新見営業所
電話(0867)72-0625(代)
- 新見市生活環境課生活交通係
電話(0867)72-6122

停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便
石蟹発		8:25	10:04	11:32	13:42	15:25	17:23
石蟹上		8:25	10:04	11:32	13:42	15:25	17:23
井手口		8:26	10:05	11:33	13:43	15:26	17:24
サンパーク新見		8:28	10:07	11:35	13:45	15:28	17:26
今見		8:29	10:08	11:36	13:46	15:29	17:27
下組		8:30	10:09	11:37	13:47	15:30	17:28
正田上組		8:31	10:10	11:38	13:48	15:31	17:29
荒堀		8:32	10:11	11:39	13:49	15:32	17:30
水舟		8:33	10:12	11:40	13:50	15:33	17:31
中央図書館		8:35	10:14	11:42	13:52	15:35	17:33
市役所		8:35	10:14	11:42	13:52	15:35	17:33
消防署前		8:37	10:16	11:44	13:54	15:37	17:35
日の出町		8:38	10:17	11:45	13:55	15:38	17:36
医療生協前		8:39	10:18	11:46	13:56	15:39	17:37
中央病院前		8:40	10:19	11:47	13:57	15:40	17:38
裁判所前		8:41	10:20	11:48	13:58	15:41	17:39
城山		8:43	10:22	11:50	14:00	15:43	17:41
御茶屋橋		8:45	10:24	11:52	14:02	15:45	17:43
昭和町		8:46	10:25	11:53	14:03	15:46	17:44
太田病院前		8:47	10:26	11:54	14:04	15:47	17:45
新見駅着		8:48	10:27	11:55	14:05	15:48	17:46
新見駅発		8:58	10:29	11:57	14:07	15:50	18:00
J A 前		8:59	10:30	11:58	14:08	15:51	18:01
一中前		9:00	10:31	11:59	14:09	15:52	18:02
一中北		9:00	—	11:59	—	15:52	—
くろかみ前		9:02	—	12:01	—	15:54	—
西方辻田		9:04	—	12:03	—	15:56	—
西方小学校前		9:05	—	12:04	—	15:57	—
大学前		9:05	—	12:04	—	15:57	—
長谷川病院前		—	10:33	—	14:11	—	18:04
高尾		—	10:34	—	14:12	—	18:05
宗金		9:07	10:36	12:06	14:14	15:59	18:07
向田		9:08	10:37	12:07	14:15	16:00	18:08
横見	7:40	9:11	10:40	12:10	14:18	16:03	18:11
宮の前	7:41	9:12	10:41	12:11	14:19	16:04	18:12
上市	7:42	9:13	10:42	12:12	14:20	16:05	18:13
下町	7:43	9:14	10:43	12:13	14:21	16:06	18:14
向田	7:44	9:15	10:44	12:14	14:22	16:07	18:15
宗金	7:45	9:16	10:45	12:15	14:23	16:08	18:16
高尾	—	9:18	—	12:17	—	16:10	—
長谷川病院前	—	9:19	—	12:18	—	16:11	—
大学前	7:47	—	10:47	—	14:25	—	18:18
西方小学校前	7:47	—	10:47	—	14:25	—	18:18
西方辻田	7:48	—	10:48	—	14:26	—	18:19
くろかみ前	7:50	—	10:50	—	14:28	—	18:21
一中前	7:52	9:21	10:52	12:20	14:30	16:13	18:23
中国新見	7:54	9:23	10:54	12:22	14:32	16:15	18:25
新見駅着	7:55	9:24	10:55	12:23	14:33	16:16	18:26
新見駅発	7:58	9:27	10:57	12:25	14:36	16:18	—
太田病院前	7:59	9:28	10:58	12:26	14:37	16:19	—
昭和町	8:00	9:29	10:59	12:27	14:38	16:20	—
御茶屋橋	8:01	9:30	11:00	12:28	14:39	16:21	—
城山	8:03	9:32	11:02	12:30	14:41	16:23	—
思誠小学校前	8:04	9:33	11:03	12:31	14:42	16:24	—
中央病院前	8:06	9:35	11:05	12:33	14:44	16:26	—
医療生協前	8:07	9:36	11:06	12:34	14:45	16:27	—
日の出町	8:08	9:37	11:07	12:35	14:46	16:28	—
消防署前	8:09	9:38	11:08	12:36	14:47	16:29	—
中央図書館	8:11	9:40	11:10	12:38	14:49	16:31	—
市役所	8:11	9:40	11:10	12:38	14:49	16:31	—
水舟	8:13	9:42	11:12	12:40	14:51	16:33	—
荒堀	8:14	9:43	11:13	12:41	14:52	16:34	—
正田上組	8:15	9:44	11:14	12:42	14:53	16:35	—
下組	8:16	9:45	11:15	12:43	14:54	16:36	—
今見	8:17	9:46	11:16	12:44	14:55	16:37	—
サンパーク新見	8:18	9:47	11:17	12:45	14:56	16:38	—
井手口	8:20	9:49	11:19	12:47	14:58	16:40	—
石蟹上	8:21	9:50	11:20	12:48	14:59	16:41	—
石蟹着	8:21	9:50	11:20	12:48	14:59	16:41	—



(注) 石蟹停留所では、次の発車まで停車時間があります。